

江戸川区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区公契約条例(平成二十二年三月江戸川区条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(労働環境等の報告)

第三条 受注者は、条例第二十二条第三号の規定による報告を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出することにより行うものとする。

- 一 条例第二十条第一項第一号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境等確認報告書(工事)(第一号様式)
- 二 条例第二十条第一項第二号又は第三号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境等確認報告書(委託・指定管理協定)(第二号様式)

2 受注者は、前項の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の同項の書面を区長に提出するものとする。

(身分証明書)

第四条 条例第二十五条第三項の身分を示す証明書は、身分証明書(第三号様式)とする。

(公表)

第五条 条例第二十八条の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 公契約の件名及び締結の年月日
- 二 受注者等の名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 解除の理由及び年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。